身体障害者診断書・意見書（　心臓（１８歳以上）障害用　）

　　　総括表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 年　　　月　　　日生  （　　 　歳） | | 男・女 |
| 住　所 | | | |
| １　障害名（部位を明記） | | | |
| ２　原因となった　　　　　　　　　　　　交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災・  　　疾病・外傷名　　　　　　　　　　　　自然災害・疾病・先天性・その他（　　） | | | |
| ３　疾病・外傷発生年月日　　　　　　　　年　　　月　　　日・場　所 | | | |
| ４　参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。） | | | |
| 障害固定又は障害確定（推定）　　　　　　　年　　　月　　　日 | | | |
| ５　総合所見 | | | |
| 将来再認定　　　要　（時期　　　　　　年　　　月）　・　不要  ※将来障害の程度が改善する見込みがある場合、要に○を付け、それ以外は不要に○を付けてください。 | | | |
| ６　その他参考となる合併症状 | | | |
| 上記のとおり診断する。併せて、以下の意見を付す。  　　　　　 年 月 日  　　　　　　　　　　　病院又は診療所の名称  　　　　　　　　　　　所　　　　在　　　地  　　　　　　　　　　　診療担当科名　　　科　　医師氏名　　　　　　　　　　　　　印 | | | |
| 身体障害者福祉法第１５条第３項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入）  障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に | | | |
| ・該当する（　　　　　級相当）  ・該当しない | |  | |
| 注　１　障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。  　２　障害の種類ごとに市長が別に定める書類を添付してください。  ３　歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書・意見書を添付してください。  ４　障害区分や等級決定のため、高松市社会福祉審議会から改めてお問い合わせする場合があります。 | | | |

|  |
| --- |
| 心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）  （該当するものを○で囲むこと。）  　１　臨床所見  　　(１)　動　　悸　（有 ・ 無）　　(７)　浮　　　腫（有 ・ 無）  　　(２)　息　切　れ（有 ・ 無）　　(８)　心　拍　数  　　(３)　呼吸困難（有 ・ 無）　　(９)　脈　拍　数  　　(４)　胸　　　痛（有 ・ 無）　　(10)　血　　　圧（最大　　、最小　　）  　　(５)　血　　　痰（有 ・ 無）　　(11)　心　　　音  　　(６)　チアノーゼ（有 ・ 無）　　(12)　その他の臨床所見  　　(13)　重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等  　２　胸部エックス線所見（　　　　年　　月　　日）  　　　　　　　　　　　　　　　心胸比　　　％  　３　心電図所見（　　　　年　　月　　日）  　　(１)　陳旧性心筋梗塞　　　　　　　　（有　・　無）  　　(２)　心　室　負　荷　像　　　　　　　　（有＜右室、左室、両室＞・無）  　　(３)　心　房　負　荷　像　　　　　　　　（有＜右房、左房、両房＞・無）  　　(４)　脚　ブ　ロ　ッ　ク　　　　　　　　（有　・　無）  　　(５)　完全房室ブロック　　　　　　　　（有　・　無）  　　(６)　不完全房室ブロック　　　　　　　　（有第　　度　・　無）  　　(７)　心房細動（粗動）　　　　　　　　（有　・　無）  　　(８)　期外収縮　　　　　　　　（有　・　無）  　　(９)　Ｓ　Ｔ　の　低　下　　　　　　　　（有　　ｍＶ・　無）  　　(10)　第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導  　　　（ただし、Ｖ１を除く。）のいずれかのＴ  　　　の逆転　　　　　　　　　　　　　　　　（有　・　無）  　　(11)　運動負荷心電図におけるＳＴの0.1ｍＶ  　　　以上の低下　　　　　　　　　　　　　　（有　・　無　・　未施行） |
| (12)　その他心電図所見  　　(13)　不整脈発作のある者にあっては、発作中の心電図所見　（発作年月日記載）  　４　活動能力の程度  (１)　家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの  (２)　家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの  (３)　家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの  (４)　家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの、又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの  (５)　安静時若しくは自己の身辺の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返しアダムスストークス発作が起こるもの  　５　ペースメーカ　　　　　　（有　・　無）（手術日　　年　　月　　日）  体内埋め込み型除細動器　（有　・　無）（手術日　　年　　月　　日）  人工弁移植、弁置換　　　（有　・　無）（手術日　　年　　月　　日）  ６　ペースメーカの適応度　　　　（ クラスⅠ ・ クラスⅡ ・ クラスⅢ ）  ７　身体活動能力（運動強度）　　（　　　　メッツ） |